

月形町の給与・定員管理等について

平成23年3月31日作成

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成20年度の 人件費率
平成21年度	3,888 人	3,406,805 千円	56,701 千円	556,853 千円	16.3 %	17.0 %

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

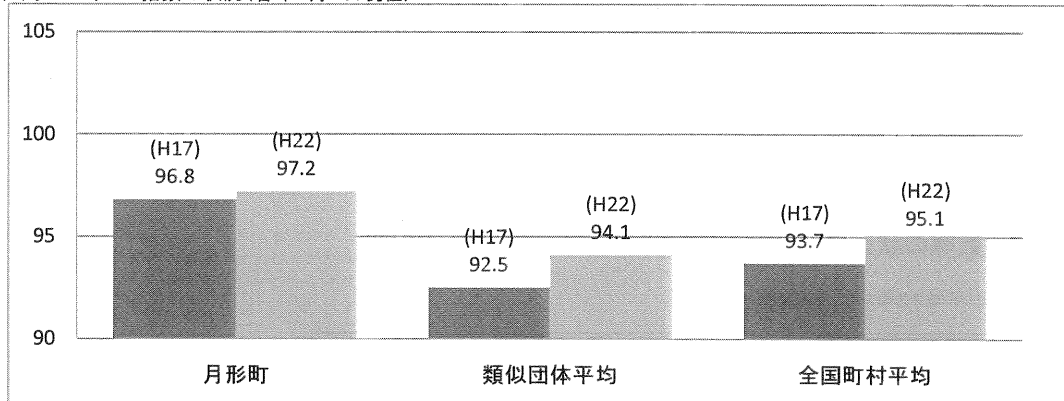
区分	職員数 A	給与費				一人当り 給与費 B/A	類似団体平均 一人当り 給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計B		
平成21年度	57 人	217,939 千円	38,402 千円	76,997 千円	333,338 千円	5,848 千円	5,607 千円

注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

(3)特記事項 なし

(4)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



	月形町	類似団体平均	全国町村平均
H17	96.8	92.5	93.7
H22	97.2	94.1	95.1

注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2一般行政職給料表の状況(22年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
月形町	41.2 歳	318,671 円	373,086 円
北海道	44.9 歳	328,099 円	396,514 円
国	41.9 歳	325,579 円	395,660 円
類似団体	42.9 歳	315,994 円	353,550 円

②医療職(2)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
月形町	44.3 歳	338,667 円	355,500 円
類似団体	42.0 歳	296,132 円	331,244 円

③医療職(3)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
月形町	33.9 歳	275,333 円	289,722 円
類似団体	42.0 歳	296,132 円	331,244 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2)職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区分	月形町	道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	159,285 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円
医療職(二)	大学卒	- 円	- 円
	短大卒	156,000 円	156,000 円
医療職(三)	大学卒	201,100 円	201,100 円
	短大3卒	- 円	- 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,200 円	- 円
	高校卒	208,900 円	319,250 円
医療職(2)	大学卒	- 円	- 円
	短大卒	- 円	- 円
医療職(3)	大学卒	- 円	- 円
	短大3卒	- 円	- 円

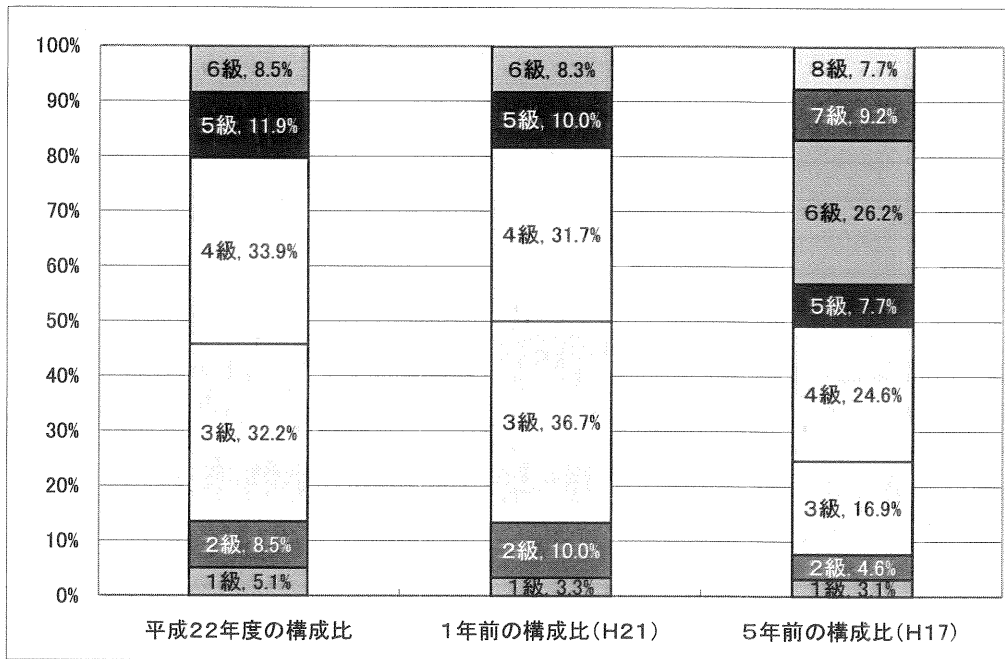
※記載されていない欄は、当該年数の職員が在職していないため。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比率
6級	重要な事務を所掌し、特に責任の度が重いと認められる課長、参事、議会の事務局長、教育次長若しくは病院事務長又は課長相当職の職務	5 人	8.5 %
5級	1 相当高度の知識及び経験を必要とし、責任の度が重いと認められる課長補佐、主幹、会計管理者又は農業委員会の事務局長の職務 2 課長、参事、議会の事務局長、教育次長若しくは病院事務長又は課長相当職の職務	7 人	11.9 %
4級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係長又は主査で、責任の度合いが次号と同等と認められる職務 2 課長補佐、主幹、会計管理者又は農業委員会の事務局長	20 人	33.9 %
3級	1 主任の職務 2 係長又は主査の職務	19 人	32.2 %
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5 人	8.5 %
1級	定型的な業務を行う職務	3 人	5.1 %

- (注) 1 月形町町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)昇給への勤務成績の反映状況

2号俸～2人 4号俸～53人

5 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

月形町	道	国
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,351 千円	1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,669 千円	—
(21年度支給割合)	(21年度支給割合)	(21年度支給割合)
期末手当 2.75 月分 (1.4) 月分	期末手当 2.75 月分 (1.4) 月分	期末手当 2.75 月分 (1.4) 月分
勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職務上の段階、職務の等級等による加算措置	職務上の段階、職務の等級等による加算措置	職務上の段階、職務の等級等による加算措置
・役職加算 5～15%	・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20%
	・管理職加算 10～25%	・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2)退職手当(平成22年4月1日現在)

月形町	国
(支給率)	(支給率)
自己都合	自己都合
勤続20年 23.50 月分	勤続20年 23.50 月分
勤続25年 33.50 月分	勤続25年 33.50 月分
勤続35年 47.50 月分	勤続35年 47.50 月分
最高限度額 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円	1人当たり平均支給額 26,976 千円

注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当～なし

(4)特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)～なし

(5)時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	8,532	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	190	千円
支給実績(平成20年度決算)	8,442	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	172	千円

(6)その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	【代表例】 配偶者13,000円 その他の扶養親族6,500円 特定扶養1人につき5,000円加算	同じ		11,856 千円	304,000 円
住居手当	・家賃月額23,000円以下は12,000円を控除した額 ・家賃月額23,000円を超える場合は月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超える時は、16,000円)を11,000円に加算した額	異なる	【持ち家】 町内10,000円 町外5,000円	6,234 千円	155,850 円
通勤手当	2km以上の距離を自動車等で通勤する職員に支給 例) 2～5km・・・2,000円 5～10km・・・4,100円	同じ		470 千円	52,222 円
管理職手当	・課長職・・・41,900円 ・主幹職・・・31,500円	異なる	支給額	2,700 千円	225,000 円

6 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	町長	686,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副町長	601,000 円	786,000 円	327,500 円
	収入役	— 円	634,000 円	420,000 円
		(円)	585,000 円	585,000 円
報酬	議長	268,000 円	307,000 円	150,000 円
	副議長	214,000 円	251,000 円	119,000 円
	議員	168,000 円	228,000 円	100,000 円
		(円)		
期末手当	町長	(21年度支給割合)		
	副町長	4.15	月分	
	収入役			
	議長	(21年度支給割合)		
退職手当	副議長	4.15	月分	
	議員			
退職手当	町長	(算定方式) 686,000円×21.252 (在職4年の場合)	(1期の手当額) 14,107 千円	(支給時期) 退職後
	副町長	601,000円×13.42 (在職4年の場合)	7,800 千円	退職後
	収入役	※助役兼掌	— 千円	—
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

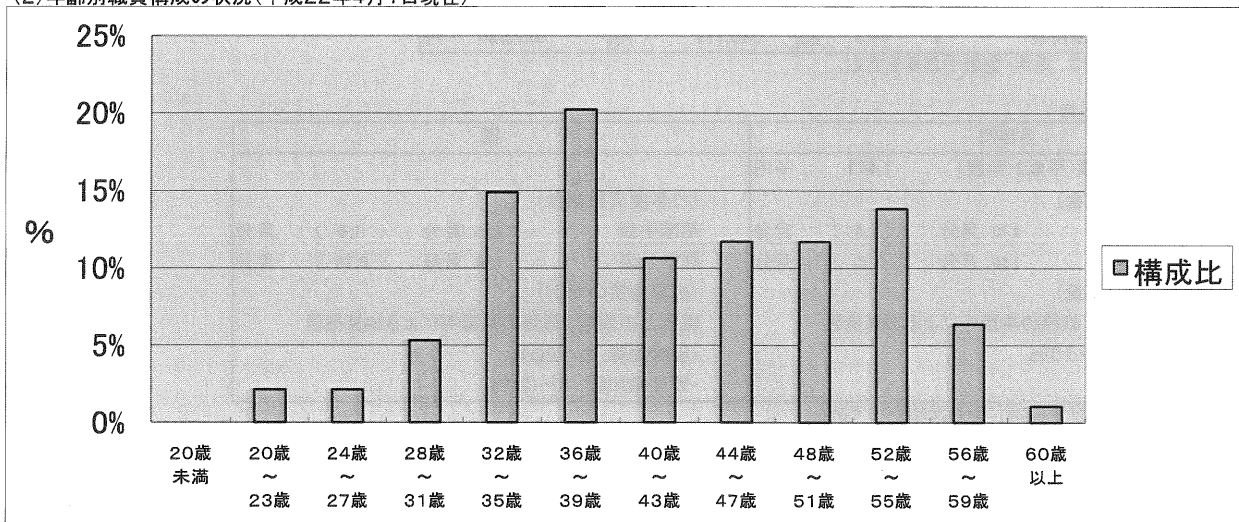
(各年4月1日現在)

部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年		
普通会計部門	一般行政部門				
	議会	2	2	0	
	総務	17	17	0	
	税務	2	2	0	
	民生	6	6	0	
	衛生	6	6	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	9	9	0	
	商工	3	3	0	
	土木	6	6	0	
	計	51	51	0	<参考> H22.3.31 ~ 3,888 人 人口1,000人当たり職員数 13.12 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 16.3 人)
	教育	7	7	0	
	警察	0	0	0	
	消防	0	0	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	7	7	0	
	計	15	15	0	
	普通会計計	66	66	0	<参考> H22.3.31 ~ 3,888 人 人口1,000人当たり職員数 16.98 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 19.6 人)
公営企業等部門	病院	28	28	0	
	小計	28	28	0	<参考> H22.3.31 ~ 3,888 人 人口1,000人当たり職員数 7.20 人
合計		94 [99]	94 [99]	0	<参考> H22.3.31 ~ 3,888 人 人口1,000人当たり職員数 24.18 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	2人	5人	14人	19人	10人	11人	11人	13人	6人	1人	94人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	57	54	54	54	51	51	-6 (-10.5 %)
教育	8	8	8	7	7	7	-1 (-12.5 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (- %)
普通会計	65	62	62	61	58	58	-7 (-10.8 %)
公営企業	36	36	35	37	36	36	0 (0.0 %)
計	101	98	97	98	94	94	-7 (-6.9 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1)町立病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占め る職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に 占める職員給与費 比率
21年度	千円 775,880	千円 ▲ 38,874	千円 273,893	% 35.3	% 37.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 28	千円 127,862	千円 35,710	千円 46,777	千円 210,349	千円 7,512

(参考)市町村 平均一人当 り給与費
千円 6,852

- (注)1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項～なし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
月形町	うち医師 55.4 歳	1,134,212 円	1,879,245 円
	うち医療技術職 41.1 歳	323,591 円	412,790 円
	うち看護師 47.1 歳	321,815 円	375,639 円
	うち事務職 44.1 歳	350,803 円	399,385 円
団体平均	うち医師 43.6 歳	568,024 円	1,362,558 円
	うち看護師 37.8 歳	289,210 円	458,998 円
	うち事務職 44.3 歳	345,719 円	527,590 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

月形町	国
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,671 千円	
(21年度支給割合)	(21年度支給割合)
期末手当 2.75 月分 (1.4) 月分	期末手当 2.75 月分 (1.4) 月分
勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職務上の段階、職務の等級等による加算措置	職務上の段階、職務の等級等による加算措置
・役職加算 5～15%	・役職加算 5～20%
	・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成22年4月1日現在)

月形町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	(退職時特別昇給 無)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当～なし

エ 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		9,474 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		526,333 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		64 %	
手当の種類(手当数)		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医学研究手当	医師	医学研究	月額392,000円以内
夜間看護手当	看護師	夜間看護	日額3,000円
放射線作業手当	放射線技師	放射線取扱	月額5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	5,617 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	267 千円
支給実績(20年度決算)	6,276 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	313 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	【代表例】 配偶者13,000円 その他の扶養親族6,500円 特定扶養1人につき5,000円加算	同じ		3,966 千円	305,076 円
住居手当	・家賃月額23,000円以下は12,000円を控除した額 ・家賃月額23,000円を超える場合は月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超える時は、16,000円)を11,000円に加算した額	同じ		2,073 千円	159,423 円
通勤手当	2km以上の距離を自動車等で通勤する職員に支給 例) 2～5km・・・2,000円 5～10km・・・4,100円	同じ		1,479 千円	123,250 円
管理職手当	【事務職】 ・課長職・・・41,900円 ・主幹職・・・31,500円 【医療職】 ・院長・・・175,300円 ・副院長・・・131,600円 ・医長・・・40,500円 ・看護師長・・・39,000円 ・副看護師長・・・27,300円 ・事務長・・・41,900円	異なる	医療職	4,668 千円	933,600 円
宿日直手当(医師)	宿日直20,000円 半日直10,000円			4,940 千円	2,470,000 円
宿日直手当(放射線)	宿日直7,200円 半日直3,600円			1,166 千円	1,166,400 円

